

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令について

平成 19 年 1 2 月 2 5 日
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 趣旨

児童扶養手当法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき は手当の一部を支給停止することとされており、その支給停止の額及び一部支給停止が適用されない事由については政令で定めることとされていることから、その内容について政令を定めるもの。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 98 号）の施行（平成 15 年 4 月 1 日）の際現に手当の支給を受けている者又は手当の支給要件に該当している者は、平成 15 年 4 月 1 日を起算日とし、手当を受給している者については起算日から 5 年、手当の支給要件に該当している者については起算日から 7 年を経過したときとする。

2. 政令案の概要

(1) 手当の一部支給停止の額

手当の一部支給停止の額は、手当の支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年を経過した日の属する月（以下「5 年等経過月」という。）の翌月に支給すべき手当額 に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年を経過した日の属する月の翌々月以降に額が改定された場合には、改定後の額とする（改定後の額が 5 年等経過月の翌月に支給される額に満たない場合に限る。）。

(2) 手当の一部支給停止措置が適用されない事由

受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること

受給資格者が就業、求職活動その他の厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること

上記に掲げる事由のほか、受給資格者が負傷又は疾病により就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること

3. 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日